

千葉県とユニー株式会社との地域振興・地域貢献に関する包括協定

千葉県（以下「甲」という。）とユニー株式会社（以下「乙」という。）は、千葉県内の地域の活性化に資するため、地域振興・地域貢献に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、「千葉県中小企業の振興に関する条例」第7条及び甲が策定した「商業者の地域貢献に関するガイドライン」を踏まえ、甲乙相互の緊密な連携と協力により、双方の資源を有効に活用し、千葉県の一層の活性化及び県民サービスの向上に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 地域との連携促進、各種事業への協力・参加に関すること
- (2) 千産千消の推進・県産品の販売促進に関すること
- (3) 災害対策・防災・防犯に関すること
- (4) 商業・観光振興に関すること
- (5) 健康増進・食育・食の安全に関すること
- (6) 子育て支援・青少年の健全育成に関すること
- (7) 環境保全・リサイクルの推進に関すること
- (8) 高齢者・障害者支援に関すること
- (9) 教育・文化・スポーツの振興に関すること
- (10) 交通安全対策に関すること
- (11) 県政情報の発信に関すること
- (12) その他地域活性化及び県民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上、決定する。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲若しくは乙により書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

(その他)

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名捺印の上、各1通を保有する。

平成24年 3月21日

千葉県千葉市中央区市場町1番1号
甲 千葉県
千葉県知事 森田健作

愛知県稻沢市天池五反田町1番地
乙 ユニー株式会社
代表取締役社長 前村哲路